



平成 27 年 7 月 27 日

各 位

上 場 会 社 名 シ グ マ 光 機 株 式 会 社  
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 近 藤 洋 介  
( コ ー ド 番 号 : 7 7 1 3 )  
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 管 理 本 部 長 菊 池 健 夫  
( T E L 0 3 - 5 6 3 8 - 8 2 2 1 )

### 内部統制システムの構築に関する基本方針の一部改訂に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 27 日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。

#### 内部統制システムの構築に関する基本方針

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (イ) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、「社会への感謝を胸に、ものづくりを通して社会に貢献していく」という経営理念、社是、経営基本方針及びCSR基本方針・CSR行動規範を、行動する際の基本とし、それに基づいた活動を行なっていきます。
  - (ロ) 当社及び当社子会社は、当社及び当社子会社に関する社内規程に基づきグループとしての総合的な事業の発展を図るべく、相互に緊密な連携のもとに、当社及び当社子会社の経営を円滑に遂行していきます。
  - (ハ) 当社は、毎月開催される当社の取締役会において、当社及び当社子会社の月次決算や業務遂行状況等の報告を行わせることにより、当社及び当社子会社の業務の状況を把握していきます。
  - (ニ) 当社は、当社の監査役会の定める監査方針に従い、当社の取締役の職務執行についての監査を行っていきます。
  - (ホ) 当社及び当社子会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととしています。その不当な要求に対しては、法令及び社内規程等に基づき、断固たる姿勢で組織的に対応していきます。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (イ) 当社は、法令及び文書管理に関する社内規程に基づき、職務執行に係る情報の保存・管理を行っていきます。
  - (ロ) 当社は、当社の取締役会議事録及び稟議書についての保存・管理を、厳格に行っていきます。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社及び当社子会社の業務執行及び財産に係るリスクについては、リスクマネジメントに関する規程等に基づき、当社の業務を担当する各部門がこれを認識・把握するとともに、当社の管理部門を中心として組織横断的なリスクへの対応を図っていきます。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(イ) 当社は、当社の取締役会規則に基づき取締役会を毎月開催し、当社及び当社子会社の業務の執行状況や課題の解決策などを確認・検討・決定していきます。  
(ロ) 当社は、前号の取締役会の決定に基づき、当社における業務執行については、業務分掌に関する当社の社内規程に則って的確に実行し、当社子会社における業務執行については、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じ適切な指示、連絡を行います。
- ⑤ 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
(イ) 当社は、当社子会社に対して、当社及び当社子会社に関する社内規程に基づき、各社の重要事項については当社に対する報告を求めています。  
(ロ) 当社子会社のCEO、董事長等は、毎月開催される当社の取締役会あるいは幹部会議に出席し、必要に応じて各社の重要事項についての報告を行います。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(イ) 当社内部監査室については社長又は非業務執行取締役の所管として、執行部門から独立した組織としています。  
(ロ) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の要請があった場合は速やかな人員配置を行います。  
(ハ) 前号の使用人については、当社の監査役に専属することとし、他の業務を兼務させないことにより、その者に対する監査役の指示の実効性を確保します。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制  
(イ) 当社の取締役及び使用人は、CSR行動規範に基づき、法令等の違反行為や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告するものとしています。  
(ロ) 当社内部監査室は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を行い、その結果や状況を定期的に当社の監査役に報告しています。
- ⑧ 当社子会社の取締役及び使用人から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制並びに通報者保護の体制  
(イ) 当社子会社の取締役及び使用人は、CSR行動規範に基づき、法令等の違反や当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに当社内部監査室に報告するものとしており、当社内部監査室は、これを必要に応じて当社の監査役に報告しています。  
(ロ) 当社及び当社子会社では、CSR行動規範に基づき、通報者が報告をしたことを理由として不利益を被らないよう、通報者保護を図っています。

⑨ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、監査費用の予算等監査役がその職務を執行するうえで必要と認めた事項について、独立して決議する権限を有し、緊急又は臨時に支出した費用については、事後に当社に償還を請求することができます。

⑩ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社の監査役は、当社取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を実施します。
- (ロ) 当社の監査役は、当社各部門及び当社子会社の業務監査を定期的の実施します。
- (ハ) 当社の監査役は、当社の取締役会及び重要な会議に随時出席して、当社の取締役の業務執行を監視するとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の取締役及び使用人から業務執行状況を聴取し、確認する体制を維持しています。

以上